

## 【参考資料】

ウ 関係法令抜粋

## ■静岡県土採取等規制条例(令和4年7月1日施行以前)

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為
- (2) 埋土又は盛土をする行為

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。(以下略)

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることが

できる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行つた者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行つた者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

浜松市における権限移譲

令和4年7月1日より「静岡県土採取等規制条例」の一部改正及び「静岡県盛土等の規制に関する条例」の施行に伴い権限は静岡県へ移譲された。

■静岡県土採取等規制条例施行規則（令和4年7月1日施行以前）

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（土の採取等の計画の届出）

第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定による届出は、様式第1号による土の採取等計画届出書によつてしなければならない。

2 条例第3条第2項第9号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等の目的
- (2) 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先又は搬入先その他土の運搬に関する事項

3 条例第3条第4項の規定で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等を行う場所の位置及び土の採取等に係る土の運搬の経路を示す地図（縮尺5万分の1以上）
- (2) 土の採取等を行う場所及びその周辺の地域の状況を示す見取図
- (3) 土の採取等を行う場所の実測平面図で当該土の採取等の計画を記載したもの（縮尺1,000分の1以上）
- (4) 土の採取等を行う場所の実測縦断面図及び実測横断面図で当該土の採取等の計画を記載したもの（縮尺が500分の1以上）
- (5) 土の採取等を行う場所の求積図（縮尺500分の1以上）及び土の採取等に係る土量計算書
- (6) 土の採取等を行う場所及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (7) 土の採取等を行う場所で当該土の採取等を行うことについて権原を有することを証する書面
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備計画平面図（縮尺1,000分の1以上）
- (9) その他知事が必要と認める書類

（変更の届出）

第3条 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出は、様式第2号による土の採取等変更届出書によつてしなければならない。

2 条例第4条第2項の規定による届出の場合にあつては、前項の届出書に前条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

（完了等の届出）

第4条 条例第8条の規定による届出は、様式第3号による土の採取等完了（廃止）届出書によつてなければならない。

（承継の届出）

第5条 条例第11条第2項の規定による届出は、様式第4号による土の採取等地位承継届

出書によつてしなければならない。

（標識）

第6条 条例第12条の規定による標識は、様式第5号によるものとする。

2 条例第12条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所並びに電話番号
- (2) 第9条の規定による受理書に記載された受理年月日及び受理番号
- (3) 土の採取等に係る土の数量及び土の採取等を行う期間
- (4) 土の採取等を行う場所の区域の面積並びに土の採取等に係る断面の高さ又は深さ及びこう配
- (5) 現場責任者の氏名並びに連絡先の住所及び電話番号

（身分証明書）

第7条 条例第13条第3項の身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

（適用除外）

第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業団
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第17条第1項、第25条第4項若しくは第27条第3項の規定による許可又は同法第28条第1項の規定による届出に係る土の採取等
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土の採取等
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項、第48条第1項又は第95条

- 第1項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業（国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行うもの又は株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて行うものに限る。）に伴う土の採取等
- (6) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可（同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。）に係る土の採取等
  - (8) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う土の採取等
  - (9) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土の採取等
  - (10) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土の採取等
  - (11) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土の採取等
  - (13) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る開発行為として行う土の採取等
  - (14) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (15) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (16) 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (17) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土の採取等
  - (18) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土の採取等
  - (19) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取等
  - (20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土の採取等
  - (21) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項の規定による許可又は同法第14条第1項の規定による届出

に係る土の採取等

(22) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第13条第3項の規定による許可又は同条例第15条第1項の規定による届出に係る土の採取等

(23) 静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）第3条第1項の規定による許可に係る土の採取等

3 条例第14条第1項第3号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

(1) 耕作者が耕作の目的で行う通常の上管理上必要な土の採取等

(2) 森林法第5条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土の採取等

(3) 土の採取等を行う場所の地区の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、土の採取等に係る土の数量が2,000立方メートル未満である土の採取等

(4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の高さが2メートル未満のもの又はその深さが1メートル未満のもの

(5) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土の採取等一部改正〔昭和62年規則22号・63年53号・平成3年14号・4年50号・9年30号・12年46号・14年19号・19年7号・51号・20年30号・49号〕

（受理書）

第9条 知事は、条例第3条第1項若しくは第3項又は第4条第2項の規定による届出を受理したときは、様式第7号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（一部改正〔平成4年規則45号〕）

（書類の経由等）

第10条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、採取等区域（土の採取等を行う場所の区域をいう。）を管轄する土木事務所の長（当該採取等区域が2以上の土木事務所が管轄する区域にわたる場合においては、主たる採取等区域を管轄する土木事務所の長）を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定は、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により市町が処理することとされている事務に係る書類については、適用しない。

3 第1項の書類の提出部数は、正副各1部とする。

（全部改正〔平成12年規則46号〕、一部改正〔平成19年規則7号〕）

## ■静岡県土採取等規制条例(令和4年7月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為をいう。

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の土の採取等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 現場責任者の氏名及び住所
- (3) 土の採取等を行う場所の区域
- (4) 土の採取等に係る土の数量
- (5) 土の採取等を行う期間
- (6) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項
- (7) 土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項ただし書の場合において、当該土の採取等を行う者は、当該土の採取等の開始後、遅滞なく、規則で定めるところにより、土の採取等を緊急に必要とした理由及び前項各号に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。

4 第1項及び前項の規定による届出には、土の採取等を行う場所及びその周辺の状態を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。



い。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行っているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行っている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行っている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行っている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行った者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行った者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる

■静岡県土採取等規制条例施行規則(令和4年7月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県土採取等規制条例(昭和50年静岡県条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土の採取等の計画の届出)

第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定による届出は、様式第1号による土の採取等計画届出書によつてしなければならない。

2 条例第3条第2項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等の目的
- (2) 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬出先及びその他土の運搬に関する事項

3 条例第3条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土の採取等を行う場所の位置及び土の採取等に係る土の運搬の経路を示す地図(縮尺5万分の1以上)
- (2) 土の採取等を行う場所及びその周辺の地域の状況を示す見取図
- (3) 土の採取等を行う場所の実測平面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺1,000分の1以上)
- (4) 土の採取等を行う場所の実測縦断面図及び実測横断面図で当該土の採取等の計画を記載したもの(縮尺が500分の1以上)
- (5) 土の採取等を行う場所の求積図(縮尺500分の1以上)及び土の採取等に係る土量計算書
- (6) 土の採取等を行う場所及びこれに隣接する土地の公図の写し
- (7) 土の採取等を行う場所で当該土の採取等を行うことについて権原を有することを証する書面
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備計画平面図(縮尺1,000分の1以上)
- (9) その他知事が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出は、様式第2号による土の採取等変更届出書によつてしなければならない。

2 条例第4条第2項の規定による届出の場合にあつては、前項の届出書に前条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

(完了等の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、様式第3号による土の採取等完了(廃止)届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第5条 条例第11条第2項の規定による届出は、様式第4号による土の採取等地位承継届出書によつてしなければならない。

(標識)

第6条 条例第12条の規定による標識は、様式第5号によるものとする。

2 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所並びに電話番号
- (2) 第9条の規定による受理書に記載された受理年月日及び受理番号
- (3) 土の採取等に係る土の数量及び土の採取等を行う期間
- (4) 土の採取等を行う場所の区域の面積並びに土の採取等に係る断面の深さ及び勾配
- (5) 現場責任者の氏名並びに連絡先の住所及び電話番号

(身分証明書)

第7条 条例第13条第3項の身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

(適用除外)

第8条 条例第14条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業団
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第17条第1項、第25条第4項若しくは第27条第3項の規定による許可又は同法第28条第1項の規定による届出に係る土の採取等
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による許可に係る土の採取等
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る土の採取等
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業(国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行うもの又は株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて行うものに限る。)に伴う土の採取等

- (6) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可(同法第19条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。)に係る土の採取等
  - (8) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の掘採に伴う土の採取等
  - (9) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土の採取等
  - (10) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土の採取等
  - (11) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (12) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土の採取等
  - (13) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る開発行為として行う土の採取等
  - (14) 道路法(昭和27年法律第180号)第91条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (15) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (16) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項の規定による許可に係る土の採取等
  - (17) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土の採取等
  - (18) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土の採取等
  - (19) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取等
  - (20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土の採取等
  - (21) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の規定による許可又は同法第14条第1項の規定による届出に係る土の採取等
  - (22) 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第13条第3項の規定による許可又は同条例第15条第1項の規定による届出に係る土の採取等
  - (23) 静岡県砂防指定地管理条例(平成15年静岡県条例第35号)第3条第1項の規定による許可に係る土の採取等
- 3 条例第14条第1項第3号の規則で定める土の採取等は、次に掲げるものとする。

静岡県土採取等規制条例施行規則(令和4年7月1日施行)

- (1) 耕作者が耕作の目的で行う通常管理上必要な土の採取等
- (2) 森林法第5条に規定する地域森林計画において定めた林道の開設又は改良に伴う土の採取等
- (3) 土の採取等を行う場所の地区の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、土の採取等に係る土の数量が2,000立方メートル未満である土の採取等
- (4) 土の採取等を行う場所の区域及びその周辺の地域が平地の場合における土の採取等で、当該土の採取等に係る断面の深さが1メートル未満のもの
- (5) 農業、林業又は漁業を営む者が組織する団体が国又は地方公共団体の補助金の交付を受けて行う当該農業、林業又は漁業の用に供する施設の設置に伴う土の採取等  
(一部改正〔昭和62年規則22号・63年53号・平成3年14号・4年50号・9年30号・12年46号・14年19号・19年7号・51号・20年30号・49号・24年36号・27年55号〕)

(受理書)

第9条 知事は、条例第3条第1項若しくは第3項又は第4条第2項の規定による届出を受理したときは、様式第7号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(一部改正〔平成4年規則45号〕)

(書類の経由等)

第10条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、採取等区域(土の採取等を行う場所の区域をいう。)を管轄する土木事務所の長(当該採取等区域が2以上の土木事務所が管轄する区域にわたる場合においては、主たる採取等区域を管轄する土木事務所の長)を経由して提出しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は、正副各1部とする。

(全部改正〔平成12年規則46号〕、一部改正〔平成19年規則7号〕)

附 則(略)

## ■静岡県盛土等の規制に関する条例(令和4年7月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 盛土等 盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。
- (2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項に規定する汚染土壌を除く。
- (3) 改良土 土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物をいう。
- (4) 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物(建設工事により生じた汚泥その他規則で定めるものに限る。)の脱水、乾燥その他規則で定める処理により生じた物であつて土砂と同様の形状のものをいう。
- (5) 盛土等区域 盛土等を行う土地の区域をいう。
- (6) 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であつてその建設工事により土砂等(改良土及び再生土を除く。第5条第1項において同じ。)を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等が行われないよう必要な施策の推進に努めなければならない。

2 県は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が盛土等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(盛土等を行う者の責務)

第4条 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、盛土等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 建設工事の発注者及び請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、当該土砂等の量を抑制し、かつ、当該土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当

静岡県盛土等の規制に関する条例(令和4年7月1日施行)

該土砂等が災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等（以下「不適正な盛土等」という。）に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

2 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土が不適正な盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(盛土等区域の土地の所有者の責務)

第6条 盛土等区域の土地の所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第8条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可、同法第9条第1項に規定する変更の許可若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等
- (2) 土壌汚染対策法第22条第1項の許可又は同法第23条第1項に規定する変更の許可に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う盛土等
- (3) 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等

(盛土等の許可)

第9条 盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 盛土等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積）が 1,000 平方メートル未満であり、かつ、盛土等に用いられる土砂等の量（一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあっては、これらの区域において用いられる土砂等の量を合算した量）が 1,000 立方メートル未満である盛土等

(以下、(2)～(8)省略)

(変更の許可等)

第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可（以下この条において「変更許可」という。）を受けなければならない。

2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、第11条第2項の同意を得たことを証する書面、第12条第4項において準用する同条第2項の意見書、同条第4項において準用する同条第3項の書類、変更に係る盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 前条(第1項第1号を除く。)の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第11条第1項」とあるのは「第11条第2項」と、同条第2項中「前項第4号」とあるのは「次条第4項において準用する前項第4号」と読み替えるものとする。
- 5 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(命令)

第27条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するため必要があると認めるときは、当該盛土等に係る第9条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けずに盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該盛土等の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、第25条第3項又は次条第2項に規定する者がこれらの規定により講ずべき措置を講じないときは、相当の期限を定めて、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 知事は、第9条の許可に係る盛土等が第14条第1項第4号、第5号又は第7号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者(前項の規定による命令を受けた者を除く。)に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。
- 5 知事は、第9条の許可に係る盛土等区域外に排出された水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る盛土等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る盛土等の停止を命ずることができる。

(盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令)

第30条 知事は、第27条(第2項を除く。)の規定による命令(盛土等の停止の命令を除く。)を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。



(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令)

第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であつて、第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

## ■森林法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(昭五三法三六・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

(昭五九法二七・平一〇法一三五・一部改正)

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

四 造林面積その他造林に関する事項

五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

## 森林法

- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
  - 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
  - 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
  - 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
  - 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。
- (昭三七法六八・全改、昭四三法三八・昭四九法三九・昭五三法八七・昭五八法二九・平三法三八・平一〇法一三五・平一〇法一三九・平一三法一〇九・平一五法五三・平二三法二〇・平二八法四四・一部改正)
- (開発行為の許可)
- 第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
  - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

## 森林法

- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
  - 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
  - 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
  - 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(昭四九法三九・追加、平三法三八・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(昭四九法三九・追加)

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内的の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

## 森林法

- 三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合
  - 四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
  - 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
  - 六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
  - 七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
  - 八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
  - 九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
  - 十 除伐する場合
  - 十一 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
  - 3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。  
(平一〇法一三九・追加、平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法一〇九・平二三法二〇・平二四法四二・平二八法四四・平三〇法三五・一部改正)  
(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)
- 第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。
  - 3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に

## 森林法

対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(平一〇法一三九・追加、平一三法一〇九・平二三法二〇・一部改正)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

(昭四三法三八・全改、平一〇法一三九・平一一法一六〇・平一三法一〇九・平二三法二〇・一部改正)

## ■ 建築基準法

### 第四章 建築協定

(昭三四法一五六・旧第八章繰上)

(建築協定の目的)

第六十九条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。)が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定(以下「建築協定」という。)を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。

(昭三四法一五六・昭三六法一一五・昭三九法一六九・昭五一法八三・平七法一三・平一二法七三・一部改正)

(建築協定の認可の申請)

第七十条 前条の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は、協定の目的となつている土地の区域(以下「建築協定区域」という。)、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。

2 前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、前条の条例で定める区域内の土地のうち、建築協定区域に隣接した土地であつて、建築協定区域の一部とすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築協定区域の土地となることを当該建築協定区域内の土地の所有者等が希望するもの(以下「建築協定区域隣接地」という。)を定めることができる。

3 第一項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

4 第一項の規定によつて建築協定書を提出する場合において、当該建築協定区域が建築主事を置く市町村の区域外にあるときは、その所在地の市町村の長を経由しなければならない。

(昭三九法一六九・昭五一法八三・平七法一三・一部改正)

(建築協定の認可)

第七十三条 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

- 一 建築協定の目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。
  - 二 第六十九条の目的に合致するものであること。
  - 三 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。この場合において、当該建築協定が建築主事を置く市町村の区域外の区域に係るものであるときは、都道府県知事は、その認可した建築協定に係る建築協定書の写し一通を当該建築協定区域及び建築協定区域隣接地の所在地の市町村の長に送付しなければならない。
- 3 第一項の規定による認可をした市町村の長又は前項の規定によつて建築協定書の写の送付を受けた市町村の長は、その建築協定書を当該市町村の事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

(昭三四法一五六・平七法一三・平一一法一六〇・一部改正)

(建築協定の変更)

第七十四条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

- 2 前四条の規定は、前項の認可の手續に準用する。

(昭五一法八三・平七法一三・一部改正)

(建築協定の効力)

第七十五条 第七十三条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による認可の公告(次条において「建築協定の認可等の公告」という。)のあつた建築協定は、その公告のあつた日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等となつた者(当該建築協定について第七十条第三項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(昭五一法八三・平七法一三・一部改正)

(指定の基準)

第七十七条の四 国土交通大臣は、第五条の二第一項の規定による指定の申請が次に掲げ



## 建築基準法

る基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員(第七十七条の七第一項の建築基準適合判定資格者検定委員を含む。)、設備、建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法その他の事項についての建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する計画が、建築基準適合判定資格者検定事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 建築基準適合判定資格者検定事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて建築基準適合判定資格者検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(平一〇法一〇〇・追加、平一一法一六〇・平二六法五四・一部改正)

## ■天竜市建築協定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定事項)

第2条 土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、その権利の目的となつている土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠又は建築設備に関する基準を協定することができる。

(建築協定をすることができる区域)

第3条 建築協定をすることができる区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項及び建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定された区域とする。

## ■ 浜松市建築協定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条の規定により建築協定の実施について必要な事項を定める。

(協定事項)

第2条 市の区域内の一部について、土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、その権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、その区域内における建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠又は建築設備に関する基準について協定することができる。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

(平17条例162・旧附則・一部改正)

2 浜北市、天竜市、細江町、引佐町及び三ヶ日町の編入の日前に、浜北市建築協定条例(昭和61年浜北市条例第6号)、天竜市建築協定条例(昭和46年天竜市条例第34号)、細江町建築協定条例(昭和47年細江町条例第11号)、引佐町建築協定条例(昭和47年引佐町条例第15号)又は三ヶ日町建築協定条例(昭和47年三ヶ日町条例第13号)の規定により締結された建築協定は、それぞれこの条例の相当規定により締結されたものとみなす。

(平17条例162・追加)

附 則(平成17年6月1日浜松市条例第162号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

## ■静岡県建築基準条例

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条、第40条、第43条第3項及び第56条の2第1項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔昭和63年条例17号・平成30年45号〕)

(適用区域)

第2条 第5条、第12条(第49条の2において準用する場合を含む。)、第13条(第49条の2において準用する場合を含む。)、第29条及び第48条(第49条の2において準用する場合を含む。))の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域に限り、適用する。

(一部改正〔昭和59年条例19号・平成14年67号〕)

### 第2章 災害危険区域

(指定)

第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域

2 知事は、前項第2号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項第2号の区域を指定する場合には、当該災害危険区域を告示するとともに、その旨を関係市町長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(建築の制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

(がけ付近の建築物)

第 10 条 がけの高さ(がけの下端を通る 30 度の勾こう配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。以下同じ。)が 2 メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁よう壁を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 堅固な地盤を斜面とするがけ又は特殊な構造方法若しくは工法によつて保護されたがけで、安全上支障がないと認められる場合
- (2) がけ下に建築物を建築する場合において、その主要構造部を鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とした建築物で、がけ崩れ等に対して安全であると認められる場合